

第57号議案

区域外道路の認定（重複）について

上記の議案を提出する。

平成24年6月12日

提出者 足立区長 近藤 弥生

区域外道路の認定（重複）について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第3項前段の規定に基づき、特別区道路線として次のように認定する。

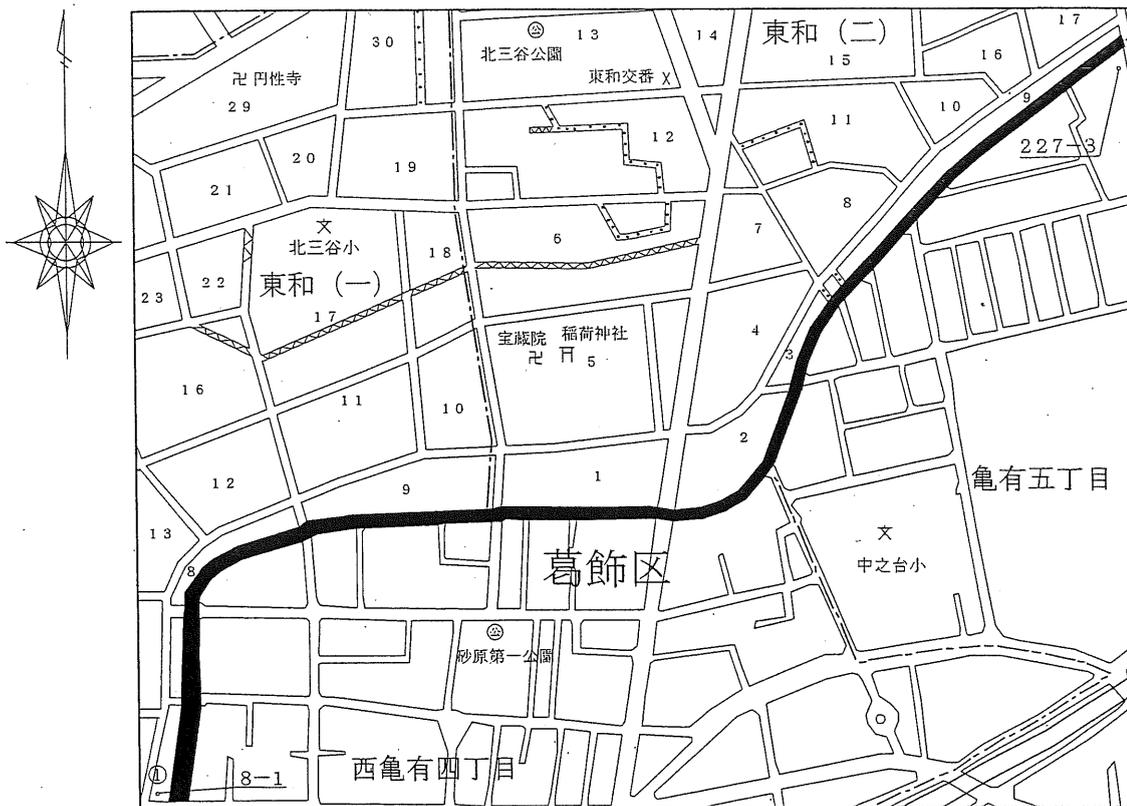
記

- 1 足立区東和一・二丁目・中川三・四丁目・葛飾区亀有三・五丁目・
西亀有四丁目地内 裏面のおり

（提案理由）

足立区と葛飾区の行政境界にかかる道路について、特別区道として認定する必要があるので、この案を提出いたします。

足立区東和一丁目・東和二丁目・葛飾区亀有五丁目・西亀有四丁目地内略図

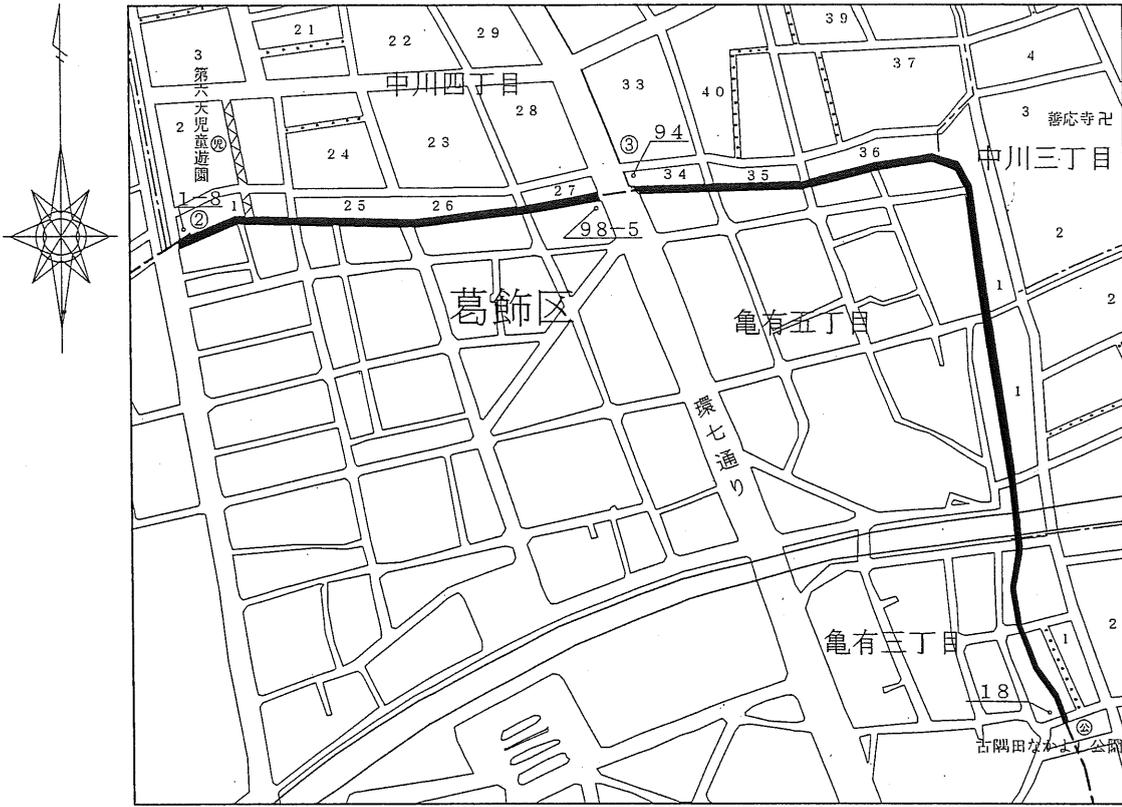


凡 例

—〈・〉—	都 県 境	———	特別区道路線
—...—	区 界	区 管 理 通 路
———	町 丁 目 境	△△△△	そ の 他 の 通 路
====	国 道 路 線	■	新認定特別区道路線
====	都 道 路 線		

①	幅 員	8. 7 9 ~ 1 2. 5 5 m
	延 長	9 7 0. 8 1 m
	面 積	1 0, 7 3 2. 7 3 m ²

足立区中川三丁目・中川四丁目・葛飾区亀有三丁目・亀有五丁目地内略図



凡 例

	都 県 境		特別区道路線
	区 界		区管理通路
	町 丁 目 境		その他の通路
	国 道 路 線		新認定特別区道路線
	都 道 路 線		

②	幅 員	3.57 ~ 7.72 m
	延 長	301.81 m
	面 積	1,833.96 m ²
③	幅 員	2.42 ~ 7.63 m
	延 長	627.06 m
	面 積	3,089.89 m ²